

○宮崎大学教育学部規程

〔 令和3年2月17日
制 定 〕

(趣旨)

第1条 宮崎大学教育学部(以下「本学部」という。)の教育に関しては、宮崎大学学務規則(以下「学務規則」という。)及びその他学内規則等に定めるもののほか、本規程によるものとする。

(目的)

第2条 本学部は、教員としての資質・能力を育むために、必要な専門的知識・技能を習得させ、教育に関する現代的課題を解決する力を養成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

(課程、コース及び専攻)

第3条 本学部は、次の課程、コース及び専攻を置く。

課程名	コース名	専攻名
学校教育課程	小中一貫教育コース	小学校主免専攻 中学校主免専攻
	教職実践基礎コース	教職実践基礎専攻
	発達支援教育コース	子ども理解専攻 特別支援教育専攻

(教育課程の編成)

第4条 本学部の教育課程は、基礎教育科目及び専門教育科目を体系的に開設して編成するものとする。

(基礎教育科目及び履修方法等)

第5条 基礎教育科目は、宮崎大学基礎教育科目履修規程で開設する授業科目を履修しなければならない。

2 授業科目の種類、単位数、履修方法、受講及び試験に関しては、基礎教育部の定めるところによるものとする。

(専門教育科目及び履修方法等)

第6条 本学部の専門教育科目の授業科目の種類、単位数、履修方法及び専門教育科目の受講、試験に関しては、別に定めるところによるものとする。

(単位の計算方法)

第7条 学務規則第23条第1項の規定に基づく本学部の単位の計算方法は、1単位の授業科目を

45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15 時間の授業をもって1 単位とする。
- (2) 演習については、30 時間の授業をもって1 単位とする。ただし、授業科目の内容に応じ、授業時間外に必要な学修を考慮して、15 時間の授業をもって1 単位とすることができる。
- (3) 実験、実習及び実技については、30 時間又は 45 時間の授業をもって1 単位とする。

(卒業所要単位)

第8条 卒業に要する単位数は、別に定めるところにより基礎教育科目 36 単位以上、専門教育科目 101 単位以上の計 137 単位以上を修得しなければならない。

(教育内容等の改善のための組織的な取組み)

第9条 本学部は、教育の質保証を継続的に行い、教育内容・方法を発展させ、質向上を促進するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 点検・評価に基づいた教育改善
- (2) 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（「ファカルティ・ディベロップメント」）
- (3) その他教育の質保証・向上に関する事項

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年2月17日から施行する。